

# 事業所における化学物質管理に関する最新の規制と ECU の取り組みの紹介

労働安全衛生法が改正され、化学物質を取り扱う事業者に対し、「危険性又は有害性のある化学物質のリスクアセスメント」の実施義務が平成 28 年 6 月 1 日から施行された。この法対応にとまどっている事業者が多く、ECU（NPO 法人環境カウンセラー全国連合会）では、リスクアセスメントができる人材を養成する事業を平成 29 年度から始めようとしており、その概要を紹介する。

## 1. 化学物質によるリスクと対策

私たちの身の回りには、生活に必須なもの、快適で便利な生活を営むためなど数多くの製品が満ちあふれているが、それら製品自体のみならずそれらの製造段階、流通段階、消費段階において、必ずしも天然素材ばかりではなく、約 6 万種の化学物質が用いられている。

これらの化学物質には、火災・爆発を発生する危険性をもつもの、健康障害を起こす有害性をもつもの、環境汚染を及ぼすものをハザードとして、危害を防止するため、消防法、労働安全衛生法など多くの法令規制も定められてきた。

なかでも労働安全衛生法では、119 物質に対してラベル表示、640 物質に対しては安全データシート（SDS）の交付を義務付けてきた。

しかし、平成 24 年、トリクロロエチレン、エチルベンゼン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパンなどの溶剤を使用していた大阪のオフセット印刷工場で洗浄作業をしていた従業員が胆管がんを発症したことに端を発し、相次いで静岡の化学工場ではオルトトルイジンを含む接着剤を使用していた従業員が膀胱がんを発症したことから、化学物質による健康障害がクローズアップされ、労働安全衛生法が改正された。

この改正の骨子はつぎのとおり。

- 1) 従来、SDS の交付義務であった 640 物質に対して「リスクアセスメント」の実施義務化（リスクアセスメントとは、化学物質の危険性又は有害性の調査をいう）
- 2) 新たに実施することになったリスクアセスメントの結果にもとづく措置の努力義務化
- 3) 従来、SDS の交付義務であった 640 物質に対してもラベル表示義務化

## 2. ECU のリスクアセスメントに関する人材養成事業

ECU では、化学物質による健康障害防止に重点をおいたリスクアセスメントに従事するリスクアセッサーを養成し、人材認定の事業を行う。

リスクアセッサーは次の 3 段階の力量レベルを設定して、1 日程度の講習会で養成する。

初級：厚生労働省が推奨する簡易なリスクアセスメント「コントロール・バンディング」が実施できる力量

中級：社内でリスクアセスメントを展開できるリーダーの力量

上級：外部講師及び社外のリスクアセスメントを引き受けられる力量

この事業は、平成 29 年度から開始することとし、初級の講習会から開催する予定である。

については、環境カウンセラーのみなさまには、ふるって受講していただき、受講生募集にもご協力をいただくようお願いしたい。

（ECU 担当理事 國廣 隆紀）

